

鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター「かりんちゃん」着ぐるみ貸出要綱

(令和8年4月1日)

(目 的)

第1条 この要綱は、鈴鹿市の地域福祉啓発を促進するため作成された、鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター「かりんちゃん」の着ぐるみの貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出承認申請)

第2条 着ぐるみの貸出を受けようとする者は、あらかじめ、鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター着ぐるみ貸出申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、鈴鹿市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出を受けようとする日から起算して7日前までに鈴鹿市社会福祉協議会に提出しなければならない。

(貸出の承認)

第3条 会長は、前条の申請があつた場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。

(1) 特定の個人、企業、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える、または与える恐れがあるとき

(2) 鈴鹿市社会福祉協議会の品位やイメージを傷つける、または傷つける恐れがあるとき

(3) 法令または公序良俗に反する、または反する恐れがあるとき

(4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されない恐れがあるとき

(5) その他、会長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき

2 会長は、前項の規定に基づき貸出承認した場合は、鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(貸出期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として7日間以内とする。ただし会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸出承認の取消)

第5条 会長は、貸出承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消すことができる。なお貸出承認を取り消す場合は、鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(1) この要綱に違反したとき、または違反することが判明したとき

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により着ぐるみを使用するとき

(3) 前項に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき

2 鈴鹿市社会福祉協議会は、承認を取り消したことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(利用料)

第6条 着ぐるみの貸出にあたっては、会長が認めた団体または鈴鹿市社会福祉協議会会員については無償での貸出とし、会員以外の団体については一回の貸出にあたり、5,000円を鈴鹿市社会福祉協議会に納付すること。利用料は着ぐるみの継続的な活動を目的とした費用に使用する。

(責 務)

第7条 着ぐるみの使用にあたっては使用者の責任のもと、常に安全に留意し使用すること。使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、鈴鹿市社会福祉協議会は一切その責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任及び負担により補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。また補修、修復が困難な状況にまで損傷した場合においては、使用者が代替作成費用を負担すること。

(遵守事項)

第9条 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的のみに使用し、会長の指示する使用条件に従うこと
- (2) 着ぐるみの取り扱いには十分に注意し、着脱の際は補助をつけること
- (3) キャラクターのイメージを保つため、公衆の面前では着ぐるみの着脱は行わないこと
- (4) 火気及び危険物の近辺での使用または雨天や荒天時の屋外での使用はしないこと
- (5) 営利目的での使用及び第三者に転貸はしないこと

(受領及び返却)

第10条 貸出承認を受けた者は、原則として鈴鹿市社会福祉協議会から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任をもって速やかに返却する。返却時には鈴鹿市社会福祉協議会職員の立ち会いのもと、着ぐるみの汚れや損傷の確認を必ず受けること。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。